

各府省独法評価委員会の業績勘案率（案）について（総括表）

【第1WG】

府省名	独法名	役職	在任期間	業績勘案率	備考
農林水産省	(独) 食品総合研究所	理事長	13.4.1～16.3.31	1.0	
	(独) 農業工学研究所	理事	13.4.1～16.3.31	1.0	
	(独) 国際農林水産業研究センター	理事	13.4.1～16.3.31	1.0	
	(独) 緑資源機構	理事	15.10.1～16.3.31	1.0	
	(独) さけ・ます資源管理センター	理事	14.4.1～16.3.31	1.0	
	(独) 水産総合研究センター	監事	15.10.1～16.3.31	1.0	

(注) 業績勘案率については、各府省独法評価委員会の業績勘案率についての決定等に基づき算定している。

【第2WG】

府省名	独法名	役職	在任期間	業績勘案率	備考
総務省	(独) 通信総合研究所	理事長	16.1.1～3.31	1.0	
	(独) 平和祈念事業特別基金	理事長	16.1.1～11.30	1.0	
外務省	(独) 国際協力機構	理事	15.10.1～16.3.31	1.0	
		理事	15.10.1～16.9.9	1.0	

(注) 業績勘案率については、各府省独法評価委員会の業績勘案率についての決定等に基づき算定している。

【第3WG】

府省名	独法名	役職	在任期間	業績勘案率	備考
文部科学省	(独) 大学入試センター	監事	13.4.1～16.3.31	1.0	
	(独) 日本学生支援機構	理事	16.4.1～16.11.30	1.0	
	(独) 国立オリンピック記念 青少年総合センター	理事	15.1.10～16.3.31	1.0	
	(独) 国立青年の家	理事	13.4.1～16.3.31	1.0	
	(独) 日本スポーツ振興セン ター	理事	15.10.1～16.6.30	1.0	
		理事	15.10.1～17.1.31	1.0	
	(独) 物質・材料研究機構	理事	13.4.1～16.7.14	1.0	
		理事	13.4.1～16.12.31	1.0	
	(独) 理化学研究所	理事	15.10.1～16.10.14	1.0	
	(独) 宇宙航空研究開発機構	理事長	15.10.1～16.11.14	1.0	
	(独) 日本芸術文化振興会	理事長	15.10.1～16.5.9	1.0	
		理事	15.10.1～16.11.30	1.0	
理事		15.10.1～17.1.13	1.0		
(独) 文化財研究所	理事長	13.4.1～16.3.31	1.0		

(注) 業績勘案率については、各府省独法評価委員会の業績勘案率についての決定等に基づき算定している。

【第5WG】

府省名	独法名	役職	在任期間	業績勘案率	備考
財務省	(独) 国立印刷局	監事	16.1.1～17.3.31	1.0	
		監事	16.1.1～17.3.31	1.0	
		理事	16.1.1～17.3.31	1.0	
厚生労働省	(独) 国立健康・栄養研究所	理事	13.7.6～16.7.31	1.0	当初1.41の業績勘案率で通知のあったものについて、政独委員会からの「『厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）について』について（意見）」（平成16年10月29日付け政委第21号）の通知を踏まえ、決定方法を改定の上、再度決定した。
	(独) 労働政策研究・研修機構	理事	15.10.1～16.8.31	1.0	

(注) 業績勘案率については、各府省独法評価委員会の業績勘案率についての決定等に基づき算定している。

独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について

平成15年12月19日
閣議決定

独立行政法人、特殊法人及び認可法人（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、士業団体、事業者団体中央会を除く。以下同じ。）の役員の退職金については、以下によるものとする。

1 独立行政法人

- (1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5 / 100$ を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。
- (2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。
独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。
- (3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

2 特殊法人及び認可法人

- (1) 役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5 / 100$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会（以下「委員会等」という。）が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。
- (2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。
- (3) 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、上記独立行政法人の例によるものとする。
- (4) 各役員の退職金の支給額については、上記1(3)に準じて、公表する。

役員退職金に係る業績勘案率に関する方針

平成16年7月23日

政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人評価分科会決定

役員退職金に係る各府省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率の通知に対し、政策評価・独立行政法人評価委員会として意見を述べる際の当分科会の検討に当たっては、以下の方針とする。

1. 業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという一般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とする。
2. 各府省独立行政法人評価委員会からの通知が1.0を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、当分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績（以下「法人等の業績」という。）の反映重視を基本に、以下の観点から厳しく検討を行う。
 - ① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。
 - ② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。
 - ③ 業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切であること。
 - ④ 在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。

- ⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、
- ・ 考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていないこと。
 - ・ 過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。
 - ・ 個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。
 - ・ 役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。
- ⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。
- ⑦ 退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。
- ⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。
- ⑨ 各府省独立行政法人評価委員会において、客観的資料を基に、十分な体制、時間をもって審議されていること。業績勘案率は、結果として、業績に応じて弾力的なものであること。また、決定された業績勘案率及びその理由が公表されること。